



2026年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社 ミダックホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 恵子
(コード番号：6564 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 高田 廣明
電 話 番 号 053-488-7173

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

本自己株式処分は、当社の取締役に対しては、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに行い、当社の子会社取締役に対しては、子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の割当てを受ける方法により行います。

①当社の取締役に対する処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 9,336株
(3) 処分価額及び処分総額	本自己株式処分は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えに金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しません。 ※本自己株式処分における公正な評価額は、本日開催の取締役会決議の日の前営業日(2026年6月25日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(1,911円)であり、その総額は当該金額に上記の処分する株式数を乗じた金額(17,841,096円)です。
(4) 処分予定先	当社取締役 1名 9,336株

②当社の子会社取締役に対する処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 9,070株
(3) 処分価額	1株につき1,911円
(4) 処分価額の総額	17,332,770円
(5) 処分予定先	当社子会社取締役 2名 9,070株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月27日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2019年6月25日開催の第55期定時株主総会において、本制度の内容についてご承認いただいております。さらに2022年6月29日開催の第58期定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与を金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない方法により行うことを可能とするため、本制度の内容について、譲渡制限付株式の発行又は処分の方法を追加することを目的として、本制度の内容を一部改定することにつきご承認いただいております。

また、当社は、当社の連結子会社である株式会社フレンドサニタリー（以下「当社子会社」といいます。）において、当社子会社の取締役（以下「子会社取締役」といい、対象取締役を含めて「対象取締役等」といいます。）に対するインセンティブ制度として、本制度を導入しております。

対象取締役等3名に対し、本制度の目的、当社グループの業績、対象取締役等の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、対象取締役より、当社の16事業年度分の報酬として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず、また子会社取締役より、20事業年度分の報酬として当社子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、対象取締役等に対して、特定譲渡制限付株式として当社普通株式18,406株（以下「本割当株式」といいます。）を割当ててすることを決議いたしました。

本制度に基づく本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、以下のとおりであります。

<本割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は2026年7月24日（処分期日）から2076年7月23日までの間、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

<対象取締役における譲渡制限の解除条件>

対象取締役が譲渡制限期間の間、当社取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が譲渡制限期間中に正当な理由（療養・親族の介護または養育・任期の満了・定年等）又は死亡により退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

<子会社取締役における譲渡制限の解除条件>

子会社取締役が譲渡制限期間の間、当社子会社取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、子会社取締役が譲渡制限期間中に正当な理由（療養・親族の介護または養育・任期の満了・定年等）又は死亡により退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は上記(2)で定める譲渡制限の解除時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額については、恣意性を排除するため、2026年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,911円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象取締役等にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上